動物の愛護管理のあり方検討会(第6回)の議事要旨

1 実験動物及び産業動物の福祉の向上について

(実験動物の福祉の向上)

- ・ 日本学術会議の動物実験に関する提言からも、研究者の間では自主規制の合意に達しつつある。自主規制の保証をどうするかが、今後の課題である。
- ・ 実験動物の福祉について、法律、省令、基準、研究者の自主ルール等、どのレベルで規定をするのか重要な論点。現行の「基準」は法規制としては微弱な規範性しかなく、これを更に上のレベルで規定するかどうかも論点の一つ。
- ・ 日本学術会議の提言で示されたとおり、統一的なガイドラインを設けること と第三者評価機関を置くことを明文化し、法律等に盛り込むべき。
- ・ この十数年の間に研究者の意識も変わってきている。各研究施設では欧米並みのガイドラインや委員会を作って動物実験に取り組んでおり、自主管理の仕組みが出来てきている。
- ・ 自主管理でうまくいっているというが、それを誰がどのようにして判断できるのか。動物実験計画書の書式もばらばらで、重要な項目がなかったり記入漏れが多く、とても自主管理がうまくいっているとは思えない。まず、何よりも法的に、動物実験及び実験施設の実態を把握することのできる仕組みを作ることが先決である。
- ・ 海外と比べ日本の制度は強制力がなく、動物の虐待を放置しているという批判があるが、現実にはそうではない。法改正に当たっては、動物の福祉に関して海外から見ても見える形で盛り込むべき。
- ・ 3 R についてやるべき事があればやらなければならないが、自主管理を法律 に明文化する必要があるのか不明。
- ・ 環境省からの他省庁への働きかけについて、協力依頼だけでは弱すぎる。法 的根拠を与え、より強く要請できる仕組みにすべき。
- 新たに動物愛護管理行政が関わる場合は、公平性や透明性が求められる。自 治体が関与する範囲、指導の規範等の統一的なルールが必要。
- ・ 実験動物に関する統一的な規範は必要であり、国が取り組むべき。現行基準 の解説を改訂することで対応可能。環境省は環境影響評価法や自然環境保全法 のように理念を示し、個々具体的な施策はそれを踏まえて各省庁で整備する仕 組みとし、各施設の指導等については、主管省庁が行うべき。
- ・ 個々の施設の監督・指導は各省庁が行うとしても、実験施設の把握を横断的 にできるのは動物愛護管理法しかない。条例により届出制を導入している自治 体もある。
- ・ 現状では、実験施設の届出制すらなく、どこでどのような実験が行われているか、どのような種類の動物がどのくらいの数使われているかといった基本的な実情が全く把握できていない。今回の環境省による実験機関へのアンケート調査の回答率が31%と、著しく低いのは、回答する義務がないと思われてる

からに他ならない。実態を把握できるような仕組みを作ることが、何よりも必要である。

- 動物福祉の有り様は、各研究施設によりばらつきがある。
- ・ ガイドラインや基準には強制力がないのが問題。3Rの理念を盛り込むことは必要不可欠であり、さらにガイドライン遵守の仕組みが重要。
- ・ 現在では、研究者が国際水準に見合った実験を行っていることを、もっと アピールすべき。また、企業秘密や個人情報保護の確保を検討すべき。
- ・ 引き取られた犬等については、処分されることになる動物のトータル数を減らすため、福祉に十分な配慮をした上で、実験動物として有効活用すべき。
- ・ 現在、有害鳥獣として捕獲された約1万匹のニホンザルが安楽殺処分されている。実験用繁殖のサルのみしか実験できないのは、実験動物の数を減少させる努力をしている一方で、二重に命を奪うことになっている。
- ・ 実験動物関連の規制については、専門家が行う必要があり、製薬業界などで は国際的な問題でもあること等から、国が行うべき。
- ・ 行政に収容・引取られた犬について、米国では実験動物として使うことはないというのは誤解。現在でも、米国・カナダの多くの州で収容等された動物が 実験動物として利用されている。
- ・ 動物実験は「動物の福祉」と「実験の科学的意義」に分けて議論すべきで、 科学的意義は動物愛護法で規定すべきでないが、動物福祉は対象になる。3R を明記するくらいのことは、研究者側も異議はないのではないか。
- 統一的な基準を作る場合、どのように遵守させるかが重要。規制の必要性と不都合について議論を行い、それぞれの価値序列を明らかにするべき。

(産業動物の福祉の向上)

- 最近は畜産業界においても、家畜の福祉について関心が高まって来ており、一部では福祉に配慮して畜産業を推進すべきという意識が浸透しはじめている。
- ・ 安全で良質な畜産物を生産するためには、その動物の能力を十分発揮させなければならず、虐待に当たる扱いは産業そのものが成り立たない。
- ・ 畜産では、一定以上の福祉に配慮したときに、海外の生産物と競合できるかが問題。法改正などで厳しい規制を加えることは産業に打撃を与えかねない。
- ・ 畜産動物の福祉についての意識は高まっておらず、実験動物のように全体での論議がなされていない段階だが、農家等に対する動物福祉の普及啓発は継続すべき。今すぐ、法改正が必要というところまで熟してはいないが、5~10年後には大きな課題となる。
- ・ 現在畜産農家の約8割は借金を抱えながら営んでいるうえ、BSEや鳥インフルエンザ等疾病の対応で手一杯の状態。動物の福祉について新たな規制が必要な場合は、そのための経費を措置すべき。

(その他)

基本となる法制度がないために、実験動物や畜産動物に関する基準が、研究

者やの農家にあまり認知されていない。法改正では、施設の届出等により実態 把握ができる仕組みを導入するべき。

- 家庭動物であれば、愛情をもって扱うということはよく馴染むが、産業動物 や実験動物については、必ずしもそうとはいえない。食文化や人間の健康との かかわりを念頭に議論すべき。
- ・ 「愛護」を愛情や愛着感情とするか、生命への畏怖・畏敬ととるかで、議論 は大きく分かれる。後者として議論すべき。
- 2 動物愛護推進員、NGO等との連携について

(動物愛護推進員について)

- ・ 制度が根付かないのは、推進員が何をすべきかが不明確であることと推進員の知識や技量が一定しないためである。制度を広めるためには、位置づけ・業務の明確化、研修等による資質向上を図るとともに、法により設置を義務づけるなど、政策的な措置も必要。
- ・ 制度の普及については、行政側の責任だけでなく、受け皿の有無も考えるべき。自治体によっては「なり手」がないところもあり、地域特性には配慮が必要。
- ・ 法律で委嘱を義務化し、予算化が可能であれば十分な活動ができるという自治体もある。一部自治体では、養成研修を受けた人に推進員を委嘱するなど、 人材がいない場合は養成するという観点も重要。
- ・ 推進員の役割については、地域によっても求められるものが異なり、詳細な 定義することは困難。問題がある場合、推進員から動くようにするために「求 めに応じて」を「必要に応じて」に規定を改めるべき。

(NGO等との連携)

- ・ 動物愛護に係る草の根活動をしている人々の努力により、行政による処分数 が減少している事実を評価すべき。
- ・ 日本の愛護団体はイギリスのRSPCAのように、当事者の努力、行政の取組みにより、社会的な信頼度をもっと上げる必要がある。
- ・ 日本では、動物愛護の分野に限らず、市民活動自体が成熟していないが、昨 今は情報公開により、市民が自分で考え、次の社会を作ろうという意識が芽生 えてきており、急速に良い方向に変化が訪れている。
- ・ 動物愛護の分野でも、事業として利益を追求して進めていくやり方があって もよく、そうでないものと両方に意義があり、両者を調和させる必要がある。